

第21回専門小委員会(7月28日開催)における主な議論について

【地方公共団体における内部統制のあり方をどのように考えるか。】

【1 基本的な認識】

＜地方公共団体の事務処理の適正性確保の要請＞

- 審議項目の「検討の背景」に沿って、自治体のリスク管理が適切に行われるかという観点から考える必要があるのではないか。

＜民間企業における内部統制の取組との比較＞

- 民間企業は、法改正を踏まえて内部統制体制について検討を進めている状況である一方、自治体も新しく内部統制体制を整備していく必要があるという状況であることを誤解のないように表現すべきではないか。

＜地方公共団体における内部統制制度の導入の意義＞

- 内部統制制度を導入する意義について、透明性の確保の観点や監査制度等との関連性の観点も追加すべきではないか。
- 内部統制を広く捉えると、公会計制度、入札制度、人事制度等の見直しにつながるのではないか。さらに、副知事や副市町村長に対する委任の推進や、行政監察を行う機関の議会への設置、財務管理を行う特別職の設置等様々な課題にも関わるのではないか。

【2 地方公共団体における内部統制のあり方】

＜評価・コントロールの対象とすべきリスク＞

- 都道府県や指定都市のような大規模な自治体においては、財務会計行為も含めた全てのリスクについて内部統制を義務付けてもよいのではないか。
- 対象とすべきリスクとして、発生する可能性は低いものの発生した場合の損害が大きい財務会計に関するリスクとするか、財務会計のほかに情報管理等も加えた方がよいか。
- 財務会計に関してもリスクがないとは言い切れないのではないか。
- 対象とすべきリスクについては、自治体が現行の制度の中で効果的に統制できるのかという観点から議論することが必要ではないか。
- 今後、未経験のリスクに対する想定も必要ではないか。

＜内部統制体制の整備と運用のあり方＞

- それぞれの自治体が内部統制体制を整備するに当たっては、長の責任で組み立てていく側面以外のものとして、公益通報制度もあるのではないか。
- そもそも内部牽制をきかせて非違行為を予防するということに内部統制制度の意味があると考えたと、公益通報とは関連はするものの、いったん分けて考えた方がよいのではないか。
- 内部統制と公益通報を分けなくてもよいのではないか。財務会計行為以外のリスク管理の中で公益通報を盛り込めば、より効果があがるのではないか。
- 監査委員は議会が選任し、監査委員事務局は長から切り離す形の組織を作ることによって、地方公共団体の会計管理の体制がしっかりするのではないか。

<内部統制制度を導入する団体について>

- 小規模な自治体も財務会計行為に関する内部統制の必要性が高いのではないかと。費用対効果は金融商品取引法における内部統制の話であって、自治体の場合は人さえいれば構築が可能ではないかと。規模の大小を問わずに内部統制制度を導入した方がよいのではないかと。
- 自治体に適した内部統制のモデルを大規模な自治体で作って、それを小規模な自治体に移していくというルートを取る方が穏健なのではないかと。
- 小規模自治体は組織自体が非常に小さく、小規模な自治体は大規模な自治体とは異なる内部統制の仕組みを想定することが必要ではないかと。
- マニュアルやチェックリストなど、リスクマネジメントの視点で小規模な自治体もフォローできるような体制を整える必要があるのではないかと。

【住民訴訟等の住民による行政のチェックと長等の責任のあり方についてどう考えるか。】

【1 住民訴訟による行政のチェックのあり方】

＜住民訴訟における財務会計行為等の違法性判断＞

- 住民訴訟の判決効については、平成14年改正により訴訟類型が変更されたという経緯も踏まえて議論すべきではないか。
- 現行の4号訴訟に加えてわざわざ過去の財務会計行為の違法を確認する訴訟を創設する必要はなく、過去の行為については損害賠償請求で処理する制度が訴訟法的には合理的ではないか。

【2 長等の責任のあり方】

＜長や職員の事務処理に伴う責任と影響＞

- 財務会計行為の適法性の判断の容易性、損害賠償責任の過大な負担、長や職員への萎縮効果について、実態としてどこまでいえるのか。
- 現在、一定の条件の下で議会が損害賠償請求権の放棄をすることが認められており、また、内部統制をきちんと整備すれば、長等の責任が事実上軽減されると考えられることから、長等の責任をさらに制限する必要があるのか。
- 民間企業でも訴訟の予防策として内部統制を整備しているという面があるので、内部統制と住民訴訟とのリンクは重要ではないか。

<国家賠償法上の求償権との不均衡>

- 国家賠償請求は全ての公務員と全ての公権力の行使に関わるものであるのに対し、住民訴訟は財務会計行為に関わるものであるから、国家賠償法上の責任と住民訴訟の場合の責任を比較するのは適切でないのではないか。

【3 住民訴訟と議会による権利の放棄のあり方】

<議会による長や職員の責任の免除>

- 首長と議会との関係でみると、損害賠償請求権の放棄について議会はあまり合理的な判断ができないのではないか。
- 権利放棄の手續において意見を聴取するとすれば、会計職員等の責任免除の場合と同様に監査委員から意見を聴取するのがよいのではないか。
- 住民訴訟が係属しているということは、住民監査請求で監査委員が違法でないと判断しているのであるから、監査委員の意見とは異なる裁判所の判断が確定した後に、住民監査請求を処理した監査委員以外の監査委員の意見を聴取することが必要ではないか。
- 権利放棄については、法曹の資格を有する専門家の意見を聞いた上で、議会が判断する仕組みを設けることが考えられないか。